

国鉄「分割・民営化」反対！三里塚二期工事阻止！

動労千葉の断固とした方針が、 出向攻撃をあいつめている

この判決で、あらためて明らかになつたとおり、本人の同意にもとづかない強制出向攻撃は、明らかな違法行為である。ましてや、国労の役員や活動家を狙いうちにするようなやり方は、とうてい

強制出向は明らかに違法！

9・22
強制出向攻撃粉碎！
青年部全支部交流会へ

千葉支部組合事務所

18時集合

氣をゆるめることなくさらに
当局を追いつめろ

九月七日の判決は、会社の異議申し立てと主張を全面的に退け、出向命令の無効をあらためて認めたものである。

これは、駅員であつた山下さんが、昨年二月、自動改札機導入に伴う合理化によって、関連会社であるテニス場に出向を命ぜられていた裁判で、小山さんは、①本人の同意がない、②出向命令は労使協議を経ていない、③組合活動を嫌つた不労働行為であるとして仮処分を申請、同年七月に、地裁は小山さんの主張を認め、「出向人事の効力停止」の仮処分決定を出していた。

ところが会社側は、この決定に異議を申したて、なおかつ、「出向は一時停止した」と称しながら「人事課付」でテニス場の清掃作業を命ずるといふ、実にペテン的な不当労働行為を続けていたのである。

九月七日の判決は、会社の異議申し立てと主張を全面的に退け、出向命令の無効をあらためて認めたものである。

これは、駅員であつた山下さんが、昨年二月、自動改札機導入に伴う合理化によって、関連会社であるテニス場に出向を命ぜられていた裁判で、小山さんは、①本人の同意がない、②出向命令は労使協議を経ていない、③組合活動を嫌つた不労働行為であるとして仮処分を申請、同年七月に、地裁は小山さんの主張を認め、「出向人事の効力停止」の仮処分決定を出していた。

ところが会社側は、この決定に異議を申したて、なおかつ、「出向は一時停止した」と称しながら「人事課付」でテニス場の清掃作業を命ずるといふ、実にペテン的な不当労働行為を続けていたのである。

九月七日の判決は、会社の異議申し立てと主張を全面的に退け、出向命令の無効をあらためて認めたものである。

これは、駅員であつた山下さんが、昨年二月、自動改札機導入に伴う合理化によって、関連会社であるテニス場に出向を命ぜられていた裁判で、小山さんは、①本人の同意がない、②出向命令は労使協議を経ていない、③組合活動を嫌つた不労働行為であるとして仮処分を申請、同年七月に、地裁は小山さんの主張を認め、「出向人事の効力停止」の仮処分決定を出していた。

ところが会社側は、この決定に異議を申したて、なおかつ、「出向は一時停止した」と称しながら「人事課付」でテニス場の清掃作業を命ずるといふ、実にペテン的な不当労働行為を続けていたのである。

『同意なき出向命令は拘束力もない』

神戸地裁、サラリーマンに軍配



強制出向が明らかに違法行為であることが改めて明らかになった！革マル松崎と一体となった労務支配粉碎へ！

動労千葉の闘いが当局を追いつめている
許されるものではない。この出向攻撃のやり方ひとつをとつても、JR当局がいかに卑劣な違法行為を重ねているのか一目瞭然である。

社会

＜第三種郵便物認可＞

駅員からテニス場の勤務に「採用時の契約外業務だ」

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二(七)〇七

87.9.18
No. 2657

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二(七)〇七

日刊動労千葉

第五回に出向命令の無効を求める

仮処分を同地裁申請。七月に認

められた。ながら強制出向は

一時停止したもの「人事課

け」で手に取扱うべきだと主張を命じ

された。同地裁は強制を停止して

いた。この日の判決で林原民権判官

は労務支配を終らない労使相持合

は、会社側の異議を全面的に退

け、出向命令無効であるた

め、出向命令無効であるた

め、出向命令無効であるた

め、出向命令無効であるた

め、出向命令無効であるた

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！